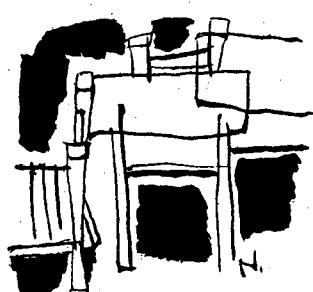


ジャーリスト

1955年12月15日号



原子力研究開発体制 各党議員の間で超党派的に組織された両院原子力合同委員会は、かねて、原子力の平和的利用についての基本方針や行政機構を研究して、いたが、さきほど原子力基本法案以下五つの法案を含む極めて具体的な成案を発表し（一月六日各紙）、ほぼこの案に基いた法案がこの臨時国会及び通常国会に提出されるところである。

この案のうちで、最も重要な点は、原子力の研究開発の最高実施機関として、原子力委員会という行政委員会を設けることであろう。

行政委員会制度に一長一短のあることは、周知の通りである。原子力の平和的利用といふ画期的な仕事は、政権の移り替りによって影響されない、そして学術的専門家をも責任の地位に置き得る機構によって管理することが望ましい。この理想からいえば、行政委員会制度が優れていてはいる。しかし、委員会制度はともすると政府部内における政治力を欠き、予算の獲得その他の点で弱体化するわが国の現状も、無視することはできない。合同委員会の案は、国会に両院原子力委員会を設けて推進力とするなど、この点について相当周到な配慮をしていくようみえる。しかし、それだけで、果して充分なものか、慎重に検討されなければならない。

ところで、ここに一つ妙なことがある。それは、行政審議会が委員会制度に反対し、独自の対策を答申するといふべきさつが一時伝えられたことである。反対すること自体が妙だといふのではない。行政管理庁の諮問機関が問題を取扱つてゐることが妙なのである。

すでに昨年から、政府は、原子力利用準備調査会といふものを設けた。会長は、副総理、副会長は経企長官、そして、大蔵・文部・通産各大臣と学識経験者三人を委員に含み、その他に多数の専門委員がついている。構成からみても、原子力問題の最高諮問機関であるはずである。それにもかかわらず、ことがらが行政機構に触れると、行政管理庁の所管となるのであろうか。行政委員会が弱体化する最も大きな理由は、各官庁が、その権限を犯す侵入者として、これを縦手扱いする所以である。原子力研究開発の機構を検討する最初から、官庁の縦張観念が顔を出してゐるのだとすると、すこぶる遺憾なことである。